

評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	(仮称) みどりの学校プール建設事業
事業期間	令和2年6月から令和6年3月まで
概算事業費	約29億円
事業目的	TX沿線地区を主とした一部の学校プールを集約化し、水泳授業として使用するとともに、学校で使用以外の時間帯については一般開放を行い、市民の健康づくりの場となる屋内プールを建設する。
事業概要	用地取得（みどりの南14番地1：25,000.05㎡） 屋内プール（付帯施設：会議室等）
適用除外とする理由	要綱第3条第1項第7号該当 (理由) 平成30年4月に開校したみどりの義務教育学校では、当初の想定(平成26年8月改定「つくば市学校等適正配置計画」に基づく)を超えた速度で児童・生徒数が増加しているが、学校等適正配置計画の改定(令和2年3月)により令和6年度には教室不足が生じることが判明したことから、同年度に開校を目指した分離新設校の建設を計画した。 学校プールについては、今後周辺に新設される学校にプールを設置しない方針とするとともに、併せて老朽化した近隣地域の学校プールを集約化した屋内プールを建設することで、教育環境の充実と管理・運営の効率化を図る計画とした。 プールの整備には、基本・実施設計業務及び建設工事に、それぞれ約1年6か月間を要することから、令和6年の分離新設校の開校に合わせるために、早急な事業の着手が必要である。 このようなことから、本事業は緊急性を要するため、大規模事業評価を行う時間的猶予がなく、適用対象除外とするものである。

【問合せ先】

市民部スポーツ振興課
担当 宮下・武笠

(位置図等)

別紙3のとおり

令和 2 年（2020 年） 6 月 8 日

市民部スポーツ振興課

（仮称）みどりの学校プール建設事業について

1 事業目的

TX 沿線地区を主とした一部の学校プールを集約化し、水泳授業として使用するとともに、学校授業の使用以外の時間帯については一般開放を行い、市民の健康づくりの場となる、通年利用可能な屋内温水プールを建設する。

2 建設予定地

つくばしみどりの南 14 番地 1（面積 25,000.05 m²）

3 建設規模

- （1） 屋内プール（学校の水泳授業において 8 学級が同時に授業できる規模）
- （2） 付帯施設（会議室等）

4 事業実施スケジュール

- ・ 令和 2 年 5 月 用地購入費、設計委託費計上（令和 2 年 6 月議会上程）
- ・ 令和 2 年 10 月 県有地取得（令和 2 年 9 月議会上程予定）
- ・ 令和 2 年 10 月～令和 4 年 1 月 基本・実施設計
- ・ 令和 4 年 7 月～令和 5 年 11 月 建設工事（令和 4 年 6 月議会上程予定）

5 大規模事業評価の視点

《事業の必要性》

平成 30 年 4 月に開校したみどりの学園義務教育学校では、開発区域の宅地化が

進み、予想を上回る子育て世代の流入によって、当初の想定（平成26年8月改定「つくば市学校等適正配置計画」に基づく）を超えた速度で児童・生徒数が増加しており、さらに、令和2年3月に改定した学校等適正配置計画では、令和6年度には教室不足が生じることが判明した。

そのため、みどりの義務教育学校では、令和6年4月の開校を目指し、分離新設校の建設を計画しているが、みどりの義務教育学校の分離新設校をはじめ、令和5年4月に新たに開校する予定の（仮称）研究学園小学校・中学校、（仮称）香取台地区小学校では、プールは設置しない方針としている。

また、平成30年度に開校した学園の森義務教育学校においては、児童・生徒数の増加に伴い自校のプールでは対応できなくなり、令和元年度から近隣小学校のプールを借用している状況である。

加えて、TX沿線地区周辺地域の学校には、建築後30年から50年経過し、建て替えの時期を迎えているプールが数施設ある。（教育局では、プールの使用年数を40年間（国の耐用年数は30年間）とし、40年経過後のプールは建て替えすることとしている。）

これらの課題を早急に解決するためには、集約化した学校プールの整備が必要である。

《事業の妥当性》

施設規模については、TX沿線地区を主とした一部の学校（10校程度）の水泳授業で使用し、複数のクラスが同時に利用可能な規模とするほか、周辺地区の市民等が利用できる会議室等を整備する。

また、建設地については、学校用地として市が取得する計画であった土地であり、県との間で取り交わした「つくば市域の土地区画整理事業（萱丸地区、島名・福田坪地区、葛城地区、上河原崎・中西地区）の推進に関する確認書」に基づき、適正取引価格の53%の価格で取得する計画である。

《事業の優先性》

新たに建設する（仮称）みどりの南小・中学校の開校予定は、令和6年4月であり、屋内プールの供用開始までの期間は、他自治体の類似施設や学校建設期間等の実績を参考にすると、基本・実施設計業務及び建設工事にそれぞれ約1年6か月間を要する。

さらに、国庫補助事業のスケジュールに合わせた申請手続き、管理者の準備等に要する期間を考慮すると、早急な事業の着手が必要である。

《事業の有効性》

屋内プールを整備することで、天候などに左右されず授業のカリキュラムが計画通り進むことや、学校授業で使用しない時間帯については、一般開放することで、施設の有効活用を図り、市民の健康づくりの場としても提供できるよう事業展開を行い、市民サービスの向上にも寄与する。

《事業の経済性・効率性》

市内の各学校には一般的にプールが設置されているが、6月から夏休み前までのわずかな期間しか使用していないにもかかわらず、年間の維持管理のほか15年から20年ごとに大規模改修が必要となることから、学校プールを集約化し、維持管理や改修にかかる管理・運営の効率化を図る。

さらに、各学校で水泳授業を行うための水質管理等の管理が減るなど教員の負担軽減にもつながると考えられる。

また、屋内プールの建設に当たっては、文部科学省により交付される、「学校施設環境改善交付金」等の国庫補助制度を最大限に活用し財源確保に努める。

《地域への対応》

地域住民に対し、みどりの学校義務教育学校の分離新設校の建設に関する説明

会等により、今後の計画を丁寧に説明し、情報提供を行っていくとともに、意見の集約に努め、周辺の住環境等に配慮し、整備を進めていく。

事業整備予定スケジュール

令和2年(2020年)6月8日 スポーツ振興課

(仮称)みどりの学校プール

年度 月	令和2年(2020年)												令和3年(2021年)												令和4年(2022年)												令和5年(2023年)												令和6年(2024年)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
スケジュール	基本・実施設計												建設工事																																															
	県用地仮契約 9月議会用地契約予定																								工事6月議会上程予定 工事本契約												供用開始																							

■萱丸地区 土地利用計画図（第3回事業計画変更）

